



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月27日(金) 号外(第8号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(同)	2
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計課)	2
訓 令	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	3
○群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務センター)	3
人事委員会規則	
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	3

規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十七号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九款 東京事務所(第四十六条―第四十八条)」を「第九款 東京事務所(第四十六条―第四十八条)」に改める。

遺産センター(第四十八条の二―第四十八条の四)」に改める。

第十三条の二世界遺産課の項に次の一号を加える。

二 世界遺産センターに関すること。

第二十条第二号中「美術館」を「世界遺産センター」に改める。

第九款の次に次の一款を加える。

第九款の二 世界遺産センター(業務)

第四十八条の二 世界遺産センターは、世界遺産である富岡製糸場と絹産業遺産群の価値、その価値の背景にある群馬の絹文化及び国内外の絹に関する調査研究及び啓発を行い、もつて富岡製糸場と絹産業遺産群及び群馬の絹文化の継承並びに県民文化の発展に寄与するための業務を行う。

(名称及び位置) 第四十八条の三 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例(令和元年群馬県条例第二十一号)に定める世界遺産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
世界遺産センター	富岡市

(内部組織)

第四十八条の四 世界遺産センターに普及調査係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 普及調査係 庶務に関すること。
- 二 世界遺産センターの管理運営及び所掌事務の連絡調整に関すること。
- 三 情報発信及び普及啓発に関すること。

四 調査研究に関すること。 第七十三条第一項中「防災航空センター」の下に「世界遺産センター」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十八号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二一号の表の次に次のように加える。

一の二 企画部の地域機関等所管事項

根拠法令等	委任事項	受任者
一 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例(令和元年群馬県条例第二十一号)	第三条の規定によるセンターの利用の制限又は中止(重要又は異例な場合を除く。)	世界遺産センター所長
二 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和元年群馬県規則第三十四号)	一 第二条第二項の規定によるセンターの休館日の変更又は臨時の休館日の設定 二 第三条第二項の規定によるセンターの開館時間の変更	世界遺産センター所長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十九号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。別表第一企画部の項中「群馬県東京事務所」の下に「群馬県立世界遺産センター」を加える。

企画部	群馬県東京事務所	行政係長
企画部	群馬県立世界遺産センター	普及調査係長

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

群馬県訓令甲第三号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

県庁
地域機関
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令
群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。別表第二近代美術館の項の前に次のように加える。

世界遺産センター	主務係長
----------	------

この訓令は、公布の日から施行する。

群馬県訓令甲第四号

県庁

地域機関
専門機関

群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年三月二十七日

群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県文書管理規程(昭和六十一年群馬県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

東京事務所	海軍	を
東京事務所 世界遺産センター	海軍 海軍	に改める。

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十一号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
別表第一研究職給料表の項適用する機関の欄18中「17」を「18」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄17を同欄18とし、同欄5から16までを同欄6から17までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 世界遺産センター
別表第四1大学卒の部6大学4卒の項⑧中「独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校看護学部(旧国立看護大学校看護学部を含む。)」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校(旧独立行政法人国立国際医療研究センター)国立看護大学校及び旧国立看護大学校を含む。」看護学部」に改め、同項⑨中「都道府県立農業者研修施設(農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)第3条に基づき農林水産大臣の指定する教育機関をいう。以下同じ)」を「農業

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
